

『社会福祉士養成 基本テキスト 国試対応 第1巻第2刷』正誤表

下記のとおり誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

第2章第4節

P.39【補助】一部の行為に対する同意によるサポート型

2行目

誤) 補助人に同意権を与えている (民法第15条第1項)。

正) 補助人に同意権を与えている (民法第17条第1項)。

4行目

誤) 民法第13条第1項に定める重要な行為の一部に限られ (民法第15条第1項但書)。

正) 民法第13条第1項に定める重要な行為の一部に限られ (民法第17条第1項但書)。

8行目

誤) 被補助人本人が行った場合、その契約は取り消すことができる (民法第15条第4項)。

正) 被補助人本人が行った場合、その契約は取り消すことができる (民法第17条第4項)。

第4章第2節

P.51「ソーシャル・ケース・ワークの定義」1行目

誤) リッチモンドは、社会改良的思想の影響を受け、1951年にアメリカ・シカゴ市で開催された～

正) リッチモンドは、社会改良的思想の影響を受け、1915年にアメリカ・シカゴ市で開催された～

第5章第3節

P.67「4つのP」2行目および5行目

誤) 専門職 (Professinal Person)

正) 専門職 (Professional Person)

第5章第7節

P.80 下から7行目

誤) 対応する専門職 (Professional) という4つのPによって～

正) 展開される援助の過程 (Process) という4つのPによって～

P.80 下から6行目

誤) その後、4つのPに、展開される援助の過程 (Process)

正) その後、4つのPに、対応する専門職 (Professional)